

## 生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）

## （目的）

**第1条** この条例は、埋立て等について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保することを目的とする。

## 【趣旨】

本条は、この条例の制定趣旨、対象範囲及び目的を明らかにしたものであり、この条例の各条文の解釈及び運用は、本条の目的規定を基本として行われることとなります。

この条例は、土砂等による土壌の汚染及び無秩序な土地の埋立て等を防止することを目的としており、土砂等による土地の埋立て等そのものを防止するものではありません。

## 【解説】

- 1 生活環境の保全とは、埋立て等によって発生する騒音、振動、粉じん以外にも自然環境を含む良好な生活環境の確保を、災害の防止とは、無秩序な土地の埋立て等によって生じる土砂等の崩落、飛散又は流出（以下、「崩落等」という。）の防止を想定しています。

## （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **事業者** 事業主（事業活動を自ら行う者又は事業の発注者をいう。以下この号において同じ。）及び事業施行者（事業主との契約により施行を請け負う全ての者をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) **土砂等** 土、砂、破砕石又はこれらに類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (3) **埋立て等** 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。
- (4) **特定事業** 埋立て等を行う事業（土地の造成その他の事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であり、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当該事業のために使用するものを除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 埋立て等の用に供する区域（以下「事業区域」という。）の面積が500平方メートル以上であるもの
  - イ 事業区域の面積が500平方メートル未満であるもののうち、当該事業区域と一団と認められる土地の区域において、当該埋立て等に係る工事に着手する日前3年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合であり、当該既に行われ、又は行われている埋立て等に係る面積との合計が500平方メートル以上となるもの
  - ウ 事業区域における埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面の最大の垂直距離が1メートル以上となり、かつ、当該埋立て等に係る土砂等の量が500立方メートル以上となるもの

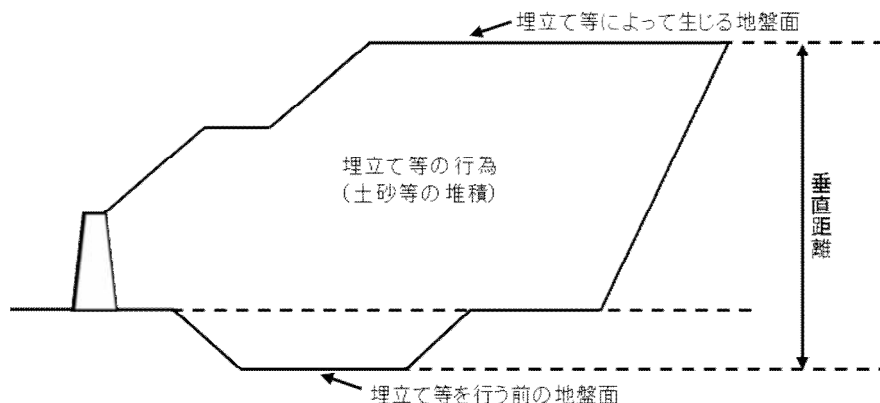
## 【趣旨】

本条は、この条例で使用されている用語のうち、特に重要な意味を持つもの、頻繁に使用されるものについて

て定めたものであります。

【解説】

- 1 事業者とは、事業活動を自ら行う者又は事業の発注者及び事業主との契約により施行を請け負う全ての者をいいます。
- 2 土砂等とは、土砂（土、砂、破碎石のほか礫及び砂利）及び土砂に混入したもの（廃棄物を除く）をいいます。具体的には建設発生土（建設工事現場から搬出される土砂等）や自然土（川砂・山砂等）があるが、岩石等が混入していても総合的に土砂等と判断できる場合は、この条例を適用します。なお、規則で定める「構造上の基準」に適合させる目的で、セメントや石灰等を混入させた土砂を一部用いることは認めます。
- 3 土砂等について、有価物か無価物かは問いません。
- 4 埋立て等とは、残土処分業、農地の嵩上げ、水面の埋立て、宅地等の造成を目的として行われる以下の3種類のことをいいます。
  - 埋立て 周辺地盤面より低い窪地を埋め立てること
  - 盛土 周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更しないもの
  - 堆積 周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を堆積するものであり、将来その形状の変更が予定されているもの
- 5 製品の製造又は加工のための原材料の堆積とは、生産の資材となる原材料の堆積については、一般に極めて短期間と考えられること、土壌汚染のおそれが極めて小さいこと、災害発生について労働安全衛生法で防止措置が講じられていることから、対象とはしません。
- 6 特定事業とは、埋立て等の用に供する区域（以下「事業区域」という。）以外の場所において採取又は製造が行われた土砂等による埋立て等であって、以下のいずれかに該当するものをいいます。
  - ア 事業区域の面積が500平方メートル以上であるもの
  - イ 事業区域の面積が500平方メートル未満であるもののうち、事業区域と一団と認められる土地の区域において、着手日前3年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合で、その事業区域の面積との合計が500平方メートル以上となるもの
  - ウ 事業区域における埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面の最大の垂直距離が1メートル以上となり、かつ、当該埋立て等に係る土砂等の量が500立方メートル以上となるもの



- 7 特定事業の基準は、宅地造成等規制法の許可基準や、他市条例に準じ定めたものであります。
- 8 事業区域内で発生した土砂等を使用した埋立て等については、発生場所や埋立て等を行う者が既に特定されているため対象とはしません。

- 9 原則として事業区域は搬入車両が出入りするために十分な幅（概ね6 m）で公道に接していることを要すこととし、公道に接していない場合は、専用道路を設けること若しくは公道に接する私道等を使用する権利を得ていることを要することとします。

**（事業者の責務）**

- 第3条 事業者は、その事業活動において、保有し、又は管理する土砂等の適正な処理を行うとともに、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有するものとする。**
- 2 建設工事その他の事業を行う事業者は、その事業活動に伴い副次的に発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。**
- 3 土砂等の運搬を行う事業者は、土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないようにしなければならない。**
- 4 埋立て等を行う事業者は、埋立て等を行うに当たっては、良好な環境の保全及び増進に配慮し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。**

**【趣旨】**

本条は、事業者の基本的な責務について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、
- ① 保有し、又は管理する土砂等の適正な処理を行う責務
  - ② 埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務
- を課されるものであります。
- 2 建設工事その他の事業を行う事業者は、建設工事等の現場状況を踏まえて、その事業活動で発生する建設残土の減量化を図り、土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければなりません。
- 3 土砂等の運搬を装った産業廃棄物等の不法投棄が他市町村において発生しています。これらの事案においては、土砂等の運搬を行う事業者の役割が大きいため、埋立て等による土壌の汚染を招かないよう土砂等の運搬を行う事業者は必要な配慮をしなければなりません。必要な配慮とは、例えば土壌試験を行い汚染状態の確認を求めるようなものではなく、通常の事業活動を行う場合における可能な限りの確認を求めるものです。具体的には、運搬しようとする土砂等の排出及び保管の状況並びに性状（廃棄物混入の有無等を含む。）等を確認することなどを想定しています。
- 4 埋立て等を行う事業者は、地域住民に埋立て等の内容を周知し理解を得るよう努め、土砂等の流出等に対し誠意をもって対応することとします。また、埋立て等を行う事業者は、この条例による基準を遵守し、無秩序な埋立て等を行わないようにしなければなりません。
- 5 「地域住民」とは埋立て等の区域の自治会、農家区、水利組合等の土壌汚染により直接被害を受ける可能性がある者を想定しています。

**(土地所有者等の責務)**

**第4条** 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において、埋立て等により、土壌の汚染及び災害が発生することのないようにしなければならない。

2 土地所有者等は、その所有地等において、埋立て等により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長その他関係機関に通報しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、土地所有者等の基本的な責務について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 土地所有者等は、その所有地等において、埋立て等による土壌の汚染や災害の発生が生じないようにしなければなりません。
- 2 また、埋立て等による土壌の汚染や災害の発生又はそのおそれを知ったときは、埋立て等を行っている者へ中止を求め、市や関係機関への通報などを行うだけでなく、自ら原状回復その他必要な措置を講じなければならないこととします。
- 3 「その他必要な措置」とは、事業への土地の貸与の中止などを想定しています。
- 4 「その他関係機関」とは、県や他市町村だけでなく関西電力等を想定しています。

**(市の責務)**

**第5条** 市は、市内における埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、埋立て等の状況を把握し、及び不適正な埋立て等を監視する体制を整備するとともに、必要な施策を総合的に推進するものとする。

**【趣旨】**

本条は、市の基本的な責務を定めています。

**【解説】**

- 1 この条例の目的に従い、市内における埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な施策を総合的に推進する責務を有することを明らかにしたものであります。具体的には、不適正な埋立て等を防止するための事業者への啓発及び指導等や、関係機関と連携して定期的なパトロールを行うなど、市内での土地の埋立て等が適切になされるよう努めることとします。

**(土壤安全基準)**

**第6条** 市長は、埋立て等に使用される土砂等が土壤の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準(以下「土壤安全基準」という。)を規則で定めるものとする。

**2** 土壤安全基準は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で土壤の汚染に係るものに準じて定めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、埋立て等に使用される土砂等の環境基準について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 環境基本法第16条は「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする」と規定しており、これに基づき「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)が告示されております。
- 2 本条の土壤安全基準とは、ここで示されている環境基準から農用地に限り適用される項目を除く26項目(カドミウム・全シアン・りんなど)の基準値を定めております。

**(土壤安全基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等の禁止等)**

**第7条** 何人も、土壤安全基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等をし、土壤安全基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等を委託し、又は土壤安全基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させてはならない。ただし、生活環境の保全上必要な措置が講じられているものとして規則で定める埋立て等については、この限りでない。

**【趣旨】**

本条は、土壤安全基準に適合しない土砂等による埋立て等をする事、委託すること又は所有する土地等を使用させることを禁止したものであります。

**【解説】**

- 1 本条は、この条例の根幹となる規定であり、ただし書に規定する埋立て等を除き、埋立て等の規模を問わずいかなる埋立て等に対しても適用されるものであります。
- 2 「生活環境の保全上必要な措置が講じられているものとして規則で定める埋立て等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物の最終処分場において行う埋立て等及び同法第15条第1項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う埋立て等、また、土壤汚染対策法第22条第1項の規定による許可に係る汚染土壤処理施設において行う埋立て等を想定しております。なお、これらの埋立て等は、法令により汚染された土砂等の流出や、地下水の侵入防止措置がとられているため重ねて規制する必要がないことから除外することとします。

(土壤安全基準適合検査等)

第8条 市長は、土壤安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、埋立て等が現に行われ、又は行われた区域（以下この条において「検査対象区域」という。）において、埋立て等に使用しようとし、又は使用した土砂等及び検査対象区域の土壤の検査を実施することができる。

2 市長は、前項の検査により、土壤安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに、当該土砂等及び検査対象区域の土壤に係る情報を地域住民及び関係行政機関に提供するものとする。

3 市長は、第1項の検査により、土壤安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該埋立て等をした者に対し、直ちに当該埋立て等を中止し、又は期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは検査対象区域の土壤の汚染の状態の調査並びに土壤の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 市長は、第1項の検査により、土壤安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該埋立て等を委託した者に対し、直ちに当該委託を解除するなどして当該埋立て等をした者にその埋立て等を中止させ、又は期限を定めて当該委託した埋立て等による土壤の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 市長は、第1項の検査により、土壤安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該埋立て等の用に供するためその所有地等を使用させた土地所有者等に対し、期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は検査対象区域の土壤の汚染の状態の調査並びに土壤の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることがで

【趣旨】

本条は、土壤安全基準適合検査の実施並びに、検査により土壤安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したとき、について定めたものであります。

【解説】

1 「土壤安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるとき」とは、例えば、市が実施するパトロール等において、違反行為のおそれが発見され、事業者から条例第35条に規定する報告の徴収後もそのおそれが解消できないときなどを想定しています。

2 第3項の規定は、現に埋立て等をした者に対して「中止」、「土砂等の全部若しくは一部の撤去」又は「土壤の汚染の状態の調査」並びに「土壤の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置」を命令できることとしています。

3 「土壤の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置」とは、埋立て等の停止、封じ込め等の措置を想定しています。

4 第4項の規定は、埋立て等を委託した者に対して「埋立て等をした者にその埋立て等を中止させ」又は「土壤の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置」を命令できることとしています。

5 第5項の規定は、埋立て等のために所有する土地等を使用させた土地所有者等に対して「埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去」又は「土壤の汚染の状態の調査」並びに「土壤の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置」を命令できることとしています。

**(埋立て等による崩落等の防止)**

**第9条 埋立て等を行う事業者は、当該埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう、規則で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない。**

**2 土地所有者等は、前項の措置を講じないおそれのある者にその所有地等を使用させてはならない。**

**【趣旨】**

本条は、埋立て等を行う事業者は、埋立て等に使用された土砂等が崩落等しないように規則で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない旨及び土地所有者等は、必要な措置を講じないおそれのある者にその所有地等を使用させてはならない旨を定めたものであります。

**【解説】**

- 1 埋立て等を行う事業者は、埋立て等に使用した土砂等が崩落等しないようしなければならず、これは埋立て等の規模にかかわらず適用されるものであります。
- 2 「当該埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう規則で定める基準」とは、必要かつ合理的な基準で宅地造成等規制法や森林法、砂防法等に準じて定めており、災害の発生防止に関して万全を期した基準であると考えています。
- 3 土砂等の崩落等については、所有する土地等を提供した土地所有者等にも一定の責任があることから必要な措置を講じないおそれのある者にその所有地等を使用させてはならない旨定めています。

**(特定事業の許可)**

**第10条 特定事業を行おうとする者は、事業区域ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、特定事業が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。**

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく認可がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に行う土砂等の堆積
- (2) 法令等に基づく許可、認可等を受けて行う埋立て等のうち、規則で定めるもの
- (3) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う埋立て等
- (4) その他規則で定める埋立て等

**【趣旨】**

本条は、特定事業の許可制度について定めたものであります。

他法令等により埋立て等を間接的に規制している場合や公共的団体による埋立て等については、この条例の適用除外とします。

**【解説】**

- 1 特定事業を許可制とし、事業の開始から完了までの一連の事業活動について規制対象とします。
- 2 本条第1号に規定する堆積は、いわゆるストックヤードとして販売目的のために一時的に堆積する場合を想定しているが、骨材等の製品としての品質管理がなされ土壌安全基準に適合しない可能性が低く、堆積行為も販売事業の一環であり災害防止措置が講じられていると考えられるため適用除外とします。
- 3 「法令等に基づく許可、許可等を受けて行う埋立て等のうち、規則で定めるもの」とは、それらの法令の

規定及び運用基準等から判断して、許可等を行った際、災害防止のための基準への適合が確認されることから適用除外とします。（例：土地改良法・森林法・都市計画法・宅地造成規制法など）

- 4 「国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う埋立て等」とは、発注者が責任を持って事業計画を策定するため、無秩序な埋立て等とならないと判断し適用除外とします。（例：日本下水道事業団・地方行政法人・土地開発公社など）
- 5 「その他規則で定める埋立て等」とは、運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土地の埋立て等を考えています。例えば、運動場に土砂をまく行為やゴルフ場のバンカーに砂を足す行為、駐車場に砂利を敷く行為などの本来の機能を維持する目的で行う埋立て等、又は植樹のために樹木と一緒に搬入する土砂等の埋立て等などで、日常生活や土地の管理のために行われる埋立て等及び非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等は、非常災害が発生した場合、緊急性を要するため適用除外とします。

#### **（事前協議）**

**第 11 条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定事業の計画について市長と協議しなければならない。**

#### **【趣旨】**

本条は、事前協議について定めたものであります。

#### **【解説】**

- 1 「規則で定めるところ」とは、許可申請前に特定事業事前協議書に必要書類（事業区域の位置図・計画平面図・使用する土砂等の量の計算書など）を添えて、当該特定事業の計画について市長と協議しなければなりません。

#### **（事前周知）**

**第 12 条 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、地域住民に対し、特定事業の計画の内容について説明会を開催するなど、当該特定事業の周知に関し必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。**

#### **【趣旨】**

本条は、地域住民への事前周知の方法について定めたものであります。

#### **【解説】**

- 1 「規則で定めるところ」とは、事前協議書の提出日後 7 日以内から許可又は不許可の決定を受ける日まで埋立て等の内容を記載した特定事業の施行計画に係る表示板の設置義務などを考えております。
- 2 事前周知の方法は、表示板の設置、説明会に開催に限らず、個別に周知事項を記載した書面を配布するなどの方法が考えられます。



**(土地所有者等の同意)**

**第13条** 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業区域内の土地所有者等に対し、次条各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

**2** 第10条の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る特定事業を施行している間に当該許可に係る前項の同意をした土地所有者等に変更があったときは、変更後の土地所有者等に対し、第24条に規定する書類及び図面の写しその他の書類により当該特定事業の施行の状況を説明し、その同意を得なければならない。

**【趣旨】**

本条は、申請予定者が土地所有者等の同意を得ることを義務付けたものであります。

**【解説】**

- 1 「規則で定めるところ」とは、土地使用同意書により事業区域内の土地所有者等全員に、事業内容について説明した上で同意を得なければならないこととします。
- 2 本条の規定による同意をした土地所有者等は、罰則の対象となる事もあるため、土地所有者等は、その責務に従い事業内容について十分理解した上で事業に同意しなければならないこととします。
- 3 また、許可を受けた後に同意した土地所有者等に変更があった場合も、所有地等の管理責任の所在を明らかにする必要があることから、施行状況を説明しその同意を得なければならないこととします。

**(許可の申請)**

**第14条** 申請予定者は、第11条の規定による市長との協議が調った日から起算して1年以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、前条に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 特定事業の目的及び種別
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 特定事業に使用される土砂等の量
- (5) 特定事業を行う期間
- (6) 事業区域の表土の地質の状況
- (7) 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画
- (8) 土壤安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置
- (9) 特定事業が施行されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置
- (10) 特定事業が施行されている間において、事業区域以外の地域に排出する水（以下「事業排水」という。）の水質検査を行うために講ずる措置
- (11) 特定事業の用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造
- (12) 事業施行者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (13) 現場責任者の氏名及び住所
- (14) その他規則で定める事項

**【趣旨】**

本条は、特定事業の許可の申請手続について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 本条では、許可申請書の記載事項を定め、それらの事項の確認に必要な書類を添付しなければならないこととします。
- 2 「その他規則で定める書類」とは、事前協議に提出した書類・図面及び事業主、事業施行者及び現場責任者に係る書類（住民票の写し・欠格要件非該当誓約書・事前協議が終了した旨の通知書の写しなど）とします。
- 3 「特定事業に使用される土砂等の量」とは、当該特定事業が完了するまでに必要な土砂等の量を記載させることとします。
- 4 「土壤安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置」とは、土砂等の採取時の土壤検査や展開検査等を想定しています。
- 5 「災害の発生を防止するために講ずる措置」とは、急斜地での段切り、のり面のコンクリート舗装、沈砂池の設置等を想定しています。
- 6 「水質検査を行うために講ずる措置」とは、水質検査に必要な排水構の設置等を想定しています。
- 7 「特定事業の用に供する施設」とは、具体的には搬入路、保安地帯、現場事務所等、埋立て等を行わない

施設を想定しています。

- 8 「その他規則で定める事項」とは、事業区域において生じる濁水の流出を防止するための措置などを想定しています。

(許可の基準)

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第10条の許可をしてはならない。

(1) 事業者及び現場責任者（以下「事業者等」という。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 第8条第3項から第5項まで、第25条第3項、第29条、第30条第3項又は第33条の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの

エ 第30条第1項（第3号及び第4号を除く。）又は第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る生駒市行政手続条例（平成9年3月生駒市条例第2号）第15条第1項の規定による通知（以下「聴聞通知」という。）があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

オ 第30条第1項（第3号及び第4号を除く。）又は第2項の規定による許可の取消しの処分（力において「処分」という。）に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第25条第1項の規定による届出（廃止及び完了に係るものに限る。）をした者（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

カ オに規定する期間内に第25条第1項の規定による届出（廃止及び完了に係るものに限る。）があった場合において、処分に係る聴聞通知があった日前60日以内に当該届出に係る法人（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった法人として市長が認めたものに限る。）の役員若しくは規則で定める使用人（以下「特定使用人」という。）であった者又は当該届出に係る個人（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。）の特定使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの

ケ 法人でその役員又は特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 法人でイに規定する者がその事業活動を支配するもの

サ 個人で特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

- (2) 第13条第1項に規定する土地所有者等の同意を得ていること。
- (3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。
- (4) 事業区域を含む土地と隣接する土地の所有者の同意を得ていること。
- (5) 事業区域の表土が土壤安全基準に適合するものであること。
- (6) 特定事業に使用される土砂等の採取場所が特定されていること。
- (7) 許可を受けた日から6月以内に特定事業に着手する計画となっていること。
- (8) 土壤安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (9) 特定事業が施行されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止するために規則で定める必要な措置が講じられていること。
- (10) 特定事業が施行されている間において、事業排水の水質検査を行うために必要な措置が講じられていること。
- (11) 特定事業に使用される土砂等の堆積の構造が、事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生がないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

#### 【趣旨】

本条は、特定事業の許可の基準について定めたものであります。

#### 【解説】

- 1 許可権者である市長は、許可申請に係る土地の埋立て等が本条に規定する基準のすべてに適合していると認める場合でなければ、許可をすることができないこととします。
- 2 第1項第1号は、欠格要件について定めています。具体的には、この条例に基づく命令に従わない者や懲役又は罰金の刑に処せられた者、取消し処分から5年を経過していない者など、この条例の規定に反した者や暴力団関係者であるものなどには、許可をしないこととします。
- 3 本条第1号オで「第30条第1項（第3号及び第4号を除く。）」としているのは、第30条第1項第3号及び第4号は1年以上埋立て等を行っていない事業に対する取消しであり、この条例の目的に反する行為を行っているときまで認められないため除くこととします。
- 4 事業区域の表土が土壤安全基準に適合していることの証明は、事前協議時に添付した「事業区域に係る表土の土壤検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに表土に関する調書及び計量証明書」と同様のものも認めることとします。
- 5 「災害の発生がないものとして規則で定める構造上の基準」とは、埋立て等に制限を課す砂防法・森林法及び宅地造成等規制法などに準じて、法面の勾配・積み上げの高さ、擁壁や排水施設等の設置について定めた基準です。

**(許可の条件)**

**第16条** 市長は、第10条の許可をするに当たり、災害の発生を防止し、及び良好な環境を保全するため、必要な限度において条件を付することができる。

**【趣旨】**

本条は、特定事業の許可の条件について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 特定事業には許可の基準であらかじめ規定できない事項もあると考えられることから、審査の結果、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な限度において許可に条件を付することができることとします。具体的には、土砂等の搬入路の制限や、事業時間の制限等が考えられます。

**(変更の許可等)**

**第17条** 許可事業者は、第14条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定による変更の許可を受けようとする許可事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 変更の内容及び理由
- (3) その他規則で定める事項

3 第11条から第13条まで及び前2条の規定は、第1項の規定による変更の許可について準用する。

4 許可事業者は、第1項ただし書の軽微な変更を行ったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

**【趣旨】**

本条は、変更の許可及び軽微な変更の届出について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 第10条の許可を受けた特定事業について、以下の事項を変更する場合は、あらかじめ変更内容について変更の許可を受けなければならないこととします。
  - ・ 特定事業の目的及び種別（第14条第2号）
  - ・ 事業区域の所在地及び面積（第14条第3号）
  - ・ 特定事業に使用される土砂等の量（第14条第4号）
  - ・ 特定事業を行う期間（第14条第5号）
  - ・ 事業区域の表土の地質の状況（第14条第6号）
  - ・ 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置（第14条第8号）
  - ・ 特定事業が施行されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置（第14条第9号）

- ・ 特定事業が施行されている間において、事業区域以外の地域に排出する水（以下「事業排水」という。）の水質検査を行うために講ずる措置（第14条第10号）
  - ・ 特定事業の用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造（第14条第11号）
- 2 「規則で定める軽微な変更」とは、特定事業の構造に直接影響がない以下の事項であり、これらの変更は届出で足りることとします。
- ・ 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、代表者の氏名（第14条第1号）
  - ・ 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画（第14条第7号）
  - ・ 事業施行者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、代表者の氏名（第14条第12号）
  - ・ 現場責任者の氏名及び住所（第14条第13号）
- 3 本条第3項の規定により準用した事前周知について、変更内容によっては、許可申請時に比べ簡易な方法での説明も認められることとします。
- 4 変更許可が必要となった場合は、変更許可に係る土地所有者等が与えた同意の内容が変わることとなるため、変更許可の内容について改めて同意が必要となります。
- 5 特定事業を行う期間の変更については、特定事業が許可日から3年以内に完了する変更でなければ許可しないこととします。
- 6 「氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、代表者の氏名」とは、個人の場合は、改姓や改名、法人の場合は、有限会社が株式会社等に組織変更した場合やその代表者の変更などを想定しています。
- 7 「規則で定めるところ」とは、特定事業軽微変更届出書により行うこととします。

#### **（着手の届出）**

**第18条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、着手する日の前日までに、その旨を市長に届け出なければならない。**

#### **【趣旨】**

本条は、埋立て等の着手の届出義務を定めたものであります。

#### **【解説】**

- 1 「規則で定めるところ」とは、特定事業着手届出書により行うこととします。
- 2 許可事業者は特定事業に着手するときは、着手する日の前日までに届出を提出することとします。
- 3 着手日には、原則として市職員が立ち会い、標識の掲示等、特定事業に係る工事への着手を確認することとします。

### (土砂等の搬入の届出)

**第19条** 許可事業者は、当該許可に係る事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、土砂等を搬入しようとする日の7日前までに、当該土砂等の採取場所ごとに、かつ、規則で定める量ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面及び当該土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、当該土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

#### 【趣旨】

本条は、土砂等の搬入の届出について定めたものであります。

#### 【解説】

- 1 「規則で定める量」とは、4000立方メートルとします。
- 2 「規則で定めるところ」とは、土砂等搬入届出書により行わなければならないこととします。
- 3 「土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合」とは、特定事業に使用される土砂等が採石法、砂利採取法、その他の法令等に基づく許可、許可等がなされた採取場から採取されたものであり、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面等が添付されたときとします。
- 4 搬入の届出には、土壌安全基準に適合しない土砂等による埋立て等を防止するため、土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面を、土砂等の採取場所ごとに4000立方メートルごとに添付させることとします。

### (土砂等管理簿)

**第20条** 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用する土砂等の採取場所ごとに、土砂等管理簿を作成し、当該土砂等の搬入に関する状況を記録し、これを保存しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、土砂等管理簿の作成及び保存について定めたものであります。

#### 【解説】

- 1 「規則で定めるところ」とは、許可事業者は、特定事業に使用する土砂等の採取場所ごとに、毎月5日までにその前月中の毎日の搬入量がわかる土砂等管理簿を作成し、土砂等の搬入に関する状況を記録し、保存しなければならないこととします。
- 2 土砂等管理簿は、不適正な埋立て等が行われないう、許可事業者が特定事業を把握することに加え、関係書類等の縦覧や立ち入り検査等の外部からの監視にも活用されます。
- 3 土砂等管理簿は、埋立て等を休止している期間中の作成は不要とします。

**(特定事業に使用された土砂等の量の報告)**

**第21条** 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に着手した日から起算して6月を経過するごとに、その間に使用した土砂等の量を、その6月を経過した日から3週間以内に市長に報告しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、特定事業の進捗状況や土砂の搬入量を把握しておく必要があるため、許可事業者に土砂の搬入量等の定期的な報告義務について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 「規則で定めるところ」とは、事業状況報告書に、報告に係る期間の末日前1週間以内に撮影した事業区域の写真、土砂等管理簿など特定事業の施行の状況がわかるものを添付し報告することとします。
- 2 例えば、2月10日に着手した場合は8月9日までの期間の土砂等の量を報告することとなり、その報告期限は、8月29日までとなります。

**(土壌検査等の報告等)**

**第22条** 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業の事業区域の土壌検査及び事業排水の水質検査を行い、当該検査を実施した日から30日以内にその結果を市長に報告しなければならない。

2 許可事業者は、前項の規定により行った土壌検査の結果が土壌安全基準に適合しなかったときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、その原因の調査その他当該許可に係る特定事業により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

3 許可事業者は、第1項の規定により行った水質検査の結果が規則で定める水質の基準に適合しなかったときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、その原因の調査その他当該許可に係る特定事業により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

**【趣旨】**

本条は、事業区域内の土壌検査及び事業排水の水質検査について報告義務を定めたものであります。

**【解説】**

- 1 「規則で定めるところ」とは、土砂等の搬入開始日から6月ごとに市職員立ち合いの上採取した土砂を検査した上、事業区域を3000平方メートル以内の区域に等分し、区分した区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)で行い、これらの地点から採取した試料を等量混合して1試料とすることとします(別図参照)。
- 2 水質検査は、土壌検査と同様に採取した試料を、昭和49年環境庁告示第64号(排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)により行わなければならないこととします。
- 3 「規則で定める水質基準」とは、排水基準を定める省令別表第1の排水基準28項目の有害物質(カドミ





業に対する行政や地域住民による監視を容易にするため定めたものであります。

- 2 「見やすい場所」とは、原則として事業区域の入り口付近など公衆の目の付きやすい場所をいいます。
- 3 標識に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更に係る事項を書き換えなければなりません。

#### (関係書類の縦覧)

**第24条** 許可事業者は、当該許可に係る現場事務所等において、当該許可に係る特定事業が施行されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第20条に規定する土砂等管理簿を地域住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、関係書類の閲覧について定めたものであります。

#### 【解説】

- 1 「利害関係を有する者」とは、事業区域の周辺に居住しておらず、事業区域周辺の土地を所有している者などを想定しています。

#### (特定事業の廃止の届出等)

**第25条** 許可事業者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、完了し、休止し、又は休止した当該特定事業を再開するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該特定事業を休止しようとする場合であって、当該休止しようとする期間が2月未満であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出（休止し、又は再開するときに係るものを除く。）があったときは、第10条の許可は、その効力を失う。

3 市長は、第1項の規定による届出（再開するときに係るものを除く。）があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業について、第15条第11号に規定する構造上の基準及び第16条に規定する許可の条件に適合しているかどうかを検査し、適合していないと認めるときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、当該基準及び条件に適合するよう必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 【趣旨】

本条は、特定事業の廃止、完了、休止、再開の届出義務について定めたものであります。

#### 【解説】

- 1 許可事業者は、特定事業を廃止し、完了し、休止し、又は休止した当該特定事業を再開するときは、その旨を市長に届け出なければなりません。
- 2 廃止又は休止の届出があったときは、第10条の許可は、その効力を失うこととします。
- 3 市長は、廃止、完了又は休止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業について、第15条第1項第11号に規定する構造上の基準及び第16条に規定する許可の条件に適合しているかどうかを検査し、適合していないと認めるときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、当該基準及び条件に

適合するよう必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとします。

4 廃止届、完了届、休止届、再開届の区分を簡易に分類すると以下のとおりとなります。

区分	届出を要するとき	届出日
廃止届	事業が計画土量に満たない状態において、資金難等の理由により、事業者自らが事業を永久に止めること	30日以内
完了届	事業区域の構造が当初若しくは変更後の許可申請通りの構造として完成すること	15日以内
休止届	事業が計画土量に満たない状態において、資金難等の理由により、事業者自らが事業を一時中断すること	10日以内
再開届	休止した事業を再開すること	遅滞なく

### (名義貸しの禁止)

**第26条 許可事業者は、自己の名義をもって、他人に特定事業を行わせてはならない。**

#### 【趣旨】

本条は、許可を受けた者の名義貸しを禁ずることを定めたものであります。

#### 【解説】

- 1 理由の如何を問わず、許可を受けた者以外の者に施工させることを禁止することとします。

### (地位の承継)

**第27条 許可事業者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合でその全員の同意により承継すべき相続人を選定したときにあっては、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。**

- 2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を、承継した日から起算して10日以内に、その事実を証する書面を添えて市長に届け出るとともに、土地所有者等に通知しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、地位の承継について定めたものであります。

#### 【解説】

- 1 分割及び相続については、全部を承継することのみ認めることとします。相続、合併又は分割以外の方法により許可を受けた者の地位を承継させることはできません。この場合、既許可を廃止し、新たに土地の埋立等許可の手続をとることが必要となります。
- 2 許可事業者の地位を承継した者は、特定事業地位承継届出書により承継した日から10日以内に、その事実を証する書面を添えて届け出なければなりません。
- 3 許可事業者の地位を承継した者が、欠格要件にあたる場合は、許可の基準を満たしていないことから、行政処分の対象となります。
- 4 許可事業者の地位を承継した者が、事業の継続を求めないときは、廃止届の提出を求めることとします。
- 5 許可事業者の死亡等により、その権利を承継するものがなく必要な措置を講じなければならないときは、

当該特定事業に同意した土地所有者等へ措置を求めることとします。

**(勧告)**

**第28条** 市長は、許可事業者が第15条第8号から第11号までに規定する許可の基準若しくは第16条に規定する許可の条件に違反していると認めるとき、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害により、人の生命、身体若しくは財産を著しく害する事態が生じるおそれがあると認めるときは、当該許可事業者に対し、当該許可の基準及び条件に適合させるため、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

**【趣旨】**

本条は、勧告について定めたものであります。

**【解説】**

1 市長は、以下の許可基準若しくは許可の条件に違反していると認めるとき、又は土砂等の崩落等による災害により、人の生命、身体若しくは財産を著しく害する事態が生じるおそれがあると認めるときは、許可事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとします。

《許可基準》

- ・ 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために必要な措置が講じられていること（第15条第8号）
  - ・ 特定事業が施行されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を未然に防止するために規則で定める必要な措置が講じられていること（第15条9号）
  - ・ 特定事業が施行されている間において、事業排水の水質検査を行うために必要な措置が講じられていること（第15条第10号）
  - ・ 特定事業に使用される土砂等の堆積の構造が、事業区域以外の地域への土砂等の崩落等による災害の発生がないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること（第15条第11号）
- 2 本条の勧告は、勧告により許可事業者の速やかな是正をはたらきかけるものであり、これに従わない場合は、措置命令及び罰則、公表の対象となる場合があります。

**(措置命令)**

**第29条** 市長は、許可事業者が前条の規定による勧告に従わないとき、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該許可事業者に対し、直ちに、当該特定事業を中止し、又は期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第10条又は第17条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、直ちに当該特定事業を中止し、又は期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、第10条の許可に係る事業区域の土壌検査又は事業排水の水質検査の結果が土壌安全基準又は水質の基準に適合しないことを確認したときは、当該許可事業者に対し、直ちに、当該特定事業を中止し、又は期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

**【趣旨】**

本条は、措置命令について定めたものであります。

**【解説】**

1 市長は、許可事業者が第28条の規定による勧告に従わないとき、又は土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該許可事業者に対し、直ちに、当該特定事業を中止し、又は期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとします。

2 市長は、特定事業の許可又は変更の許可の規定に違反して特定事業を行った者に対し、直ちに当該特定事業を中止し、又は期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとします。

3 市長は、許可に係る特定事業の事業区域の土壌検査又は事業排水の水質検査の結果が土壌安全基準又は水質の基準に適合しないことを確認したときは、当該許可事業者に対し、直ちに、当該特定事業を中止し、又は期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとします。

(許可の取消し等)

第30条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第8条第3項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により、第10条又は第17条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第10条の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに当該許可に係る特定事業に着手していないとき。
- (4) 1年以上引き続き特定事業を施行していないとき。
- (5) 第17条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (6) 第13条第2項、第19条から第22条まで又は第26条の規定に違反したとき。

2 市長は、許可事業者又は当該許可に係る特定事業の事業施行者若しくは現場責任者が第15条第1号アからサまでのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消さなければならない。

3 市長は、前2項の規定により第10条の許可を取り消した場合において、当該許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、直ちに当該特定事業を中止し、又は期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、許可の取り消し等について定めたものであります。

【解説】

- 1 許可事業者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消すことができることとします。
  - (1) 第8条（土壌安全基準適合検査等）第3項又は第29条（措置命令）の規定による命令に違反したとき
  - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により特定事業の許可又は変更の許可の規定による許可を受けたとき
  - (3) 特定事業の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに特定事業に着手していないとき
  - (4) 1年以上引き続き特定事業を施行していないとき
  - (5) 変更の許可の規定により許可を受けなければならない事項を、許可を受けないで変更したとき
  - (6) 第13条第2項（許可後変更した土地所有者等の同意）、第19条（土砂等の搬入の届出）、第20条（土砂等管理簿）、第21条（特定事業に使用された土砂等の量の報告）、第22条（土壌検査等の報告）、第26条（名義貸し等の禁止）の規定に違反したとき
- 2 市長は、許可事業者又は許可に係る特定事業の事業施行者若しくは現場責任者が、欠格要件（第15条第1項第1号）に該当するに至ったときは、その許可を取り消さなければならないこととします。
- 3 許可を取り消した場合において、許可の取消しを受けた者（取消しに係る特定事業について第29条（措置命令）第1項から第3項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、直ちに当該特定事業を中止し、又は期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとします。

**(関係書類の保存)**

**第31条** 許可事業者（前条第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受けた者を含む。）は、当該特定事業について第25条第1項の規定による届出（休止し、又は再開するときに係るものを除く。）をした日（前条第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受けた者にあつては、当該許可の取消しの日）から3年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出し、又は作成した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、関係書類の保存について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 土壌汚染は、その影響が顕在化するまでに期間を要することもあるため、特定事業が終わった後も関係書類を保存させることで、その責任の所在を明らかにする必要がある事から、廃止の届出、完了の届出をした日又は許可の取消しの日から3年間、当該特定事業の関係書類の写しを保存しなければならないこととします。

**(特定事業に係る土地所有者等の義務)**

**第32条** 土地所有者等は、第13条（第17条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第14条各号に掲げる事項を確認しなければならない。

2 第13条の同意をした土地所有者等は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が施行されている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施行の状況を把握しなければならない。

3 第13条の同意をした土地所有者等は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う許可事業者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長その他関係機関に通報しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、特定事業に係る土地所有者等の義務について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 特定事業に同意しようとする土地所有者等は、同意に係る特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて特定事業許可申請書に記載された以下の事項を確認しなければなりません。
  - ・ 特定事業の目的及び種別
  - ・ 事業区域の所在地
  - ・ 事業区域の面積
  - ・ 特定事業に使用される土砂等の量
  - ・ 特定事業を行う期間
  - ・ 事業区域の表土の地質の状況

- ・ 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画
  - ・ 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置
  - ・ 特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置
  - ・ 事業排水の水質検査を行うために講ずる措置
  - ・ 特定事業の用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造
  - ・ 事業施行者の住所、氏名及び連絡先
  - ・ 現場責任者の住所、氏名及び連絡先
  - ・ 事業区域において生じる濁水の流出を防止するために講ずる措置
  - ・ 法定代理人（事業者等が未成年者である場合に限る。）の住所、氏名及び連絡先
- 2 第13条の同意をした土地所有者等は、同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、特定事業の施行期間中、毎月1回以上、特定事業の施行状況が同意に当たり確認した事業内容に違反していないか、及び事業区域においていっ水若しくは土砂等の崩落等による災害若しくは土壌の汚染が発生し、又は発生するおそれがないかどうか把握しなければならないこととします。
- 3 第13条の同意をした土地所有者等は、同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落等による災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに、許可事業者に対し特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長その他関係機関に通報しなければなりません。

**（特定事業に係る土地所有者等に対する命令）**

**第33条** 市長は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業に係る第13条の同意をした土地所有者等に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

**【趣旨】**

本条は、特定事業に係る土地所有者等に対する命令について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 市長は、特定事業が原因となる災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業に係る第13条の同意をした土地所有者等に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとします。
- 2 一義的な責任は事業者が負うものであるが、災害の発生防止のための措置を許可事業者が履行しない場合等に、これを特定事業に同意した土地所有者等に履行させることで未然に災害の発生を防止できることから定めたものであります。

**（協力要請）**

**第34条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係行政機関、事業者、関係団体及び関係者に対し、必要な協力を要請することができる。



**【趣旨】**

本条は、協力要請について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 生活環境の保全是災害発生の防止のため、許可を受けた者以外に、土砂等の発生者、土地所有者等、土砂等の運搬者ほか関係者に対し協力を要請できることとします。
- 2 「必要な協力」とは、関係行政機関と合同での立入検査、事業者から当該埋立て等の情報収集することなどを想定しています。

**(報告又は資料の提出)**

**第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、その業務に関して必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。**

**【趣旨】**

本条は、報告又は資料の提出について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、その業務に関して必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができることとします。
- 2 本条の規定は「事業者等」が対象であり、その事業者が行う埋立て等が特定事業に当たるかどうかは問わないこととする。また、当該埋立て等が施工中か終了しているものであるかについても問わないこととします。

**(立入検査)**

**第36条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、事業者の事務所若しくは事業区域の土地その他その業務を行う場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り事業区域の土、砂、破砕石その他の物質を収去させ、又は関係者に質問させることができる。**

**2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。**

**3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。**

**【趣旨】**

本条は、立入検査について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、事業者の事務所若しくは事業区域の土地その他その業務を行う場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り事業区域の土、砂、破砕石その他の物質を収去させ、又は関係者に質問させることができることとします。
- 2 報告の徴収の対象が事業者等に限定されているのに対し、立入検査ではより詳細な事業の施行状況の確認

が必要となるため関係者にも質問ができることとします。

- 3 立入検査の実施に当たっては、土地所有者等や埋立てをした者などに対して通知しなくてもできるが、これらの者やその他埋立て等の施行に関わる者との無用のトラブルを避けるためにも、立入検査を行う場合には、事前に実施日等を通知しておくことが望ましいこととします。
- 4 立入検査ができる範囲は、「この条例の施行に必要な限度」に限られ、明らかにこの条例の対象でない場合は、立入検査の実施はできないこととします。

**(公表)**

**第37条** 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに違反の事実を公表することができる。

- (1) 第8条第3項から第5項まで、第25条第3項、第29条、第30条第3項又は第33条の規定による命令に違反した者
- (2) 第10条又は第17条第1項の規定に違反した者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に、その理由を通知し、書面又は口頭により意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

**【趣旨】**

本条は、公表について定めたものであります。

**【解説】**

- 1 本条は、以下の違反行為があった場合に、地域住民、建設工事の発注者や元請負人等に情報を提供することで、市民の生活の安全を確保するために設けたものであります。
  - ・ 土壤安全基準不適合の埋立て等に係る措置命令違反（第8条第3項から第5項）
  - ・ 特定事業の廃止の届出時の措置命令違反（第25条第3項）
  - ・ 勧告に従わないときの措置命令違反（第29条第1項）
  - ・ 特定事業の許可又は変更の許可規定に反し特定事業を行った者に対する措置命令違反（第29条第2項）
  - ・ 土壤検査、水質検査の結果が基準に適合しないことを確認したときの措置命令違反（第29条第3項）
  - ・ 許可を取り消されたものに対する措置命令違反（第30条第3項）
  - ・ 特定事業に係る土地所有者等に対する措置命令違反（第33条）
  - ・ 特定事業の許可規定違反（第10条）
  - ・ 変更の許可規定違反（第17条第1項）

**(委任)**

**第38条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【趣旨】**

この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めたものであります。

(罰則)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第3項若しくは第4項、第29条第2項若しくは第3項又は第30条第3項の規定による命令に違反した者
- (2) 第10条又は第17条第1項の規定に違反して特定事業を行った者
- 2 第8条第5項、第25条第3項、第29条第1項又は第33条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第21条又は第22条の規定に違反した者又は虚偽の報告をした者
  - (2) 第35条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
  - (3) 第36条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第17条第4項又は第25条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (2) 第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定事業に着手した者
  - (3) 第19条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし、若しくは虚偽の添付書面を提出して土砂等の搬入を行った者
  - (4) 第20条の規定に違反した者
  - (5) 第23条第1項の規定に違反した者
  - (6) 第27条第2項の規定に違反した者

【趣旨】

本条は、罰則について定めたものであります。

【解説】

1 本条の罰則を整理すると次のとおりであります。

- (1) 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
  - ① 土壤安全基準不適合の埋立て等をした者に対する措置命令違反（第8条第3項）
  - ② 土壤安全基準不適合の埋立て等を委託した者に対する措置命令違反（第8条第4項）
  - ③ 特定事業の許可又は変更の許可規定に反し特定事業を行った者に対する措置命令違反（第29条第2項）
  - ④ 土壤検査、水質検査の結果が基準に適合しないことを確認したときの措置命令違反（第29条第3項）
  - ⑤ 許可を取り消されたものに対する措置命令違反（第30条第3項）
  - ⑥ 特定事業の許可規定違反（第10条）
  - ⑦ 変更の許可規定違反（第17条第1項）
- (2) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ① 土壤安全基準不適合の埋立て等のため所有地等を使用させた土地所有者等に対する措置命令違反

- (第8条第5項)
- ② 特定事業の廃止の届出時の措置命令違反(第25条第3項)
  - ③ 勧告に従わないときの措置命令違反(第29条第1項)
  - ④ 特定事業に係る土地所有者等に対する措置命令違反(第33条)
- (3) 50万円以下の罰金
- ① 土砂等の量又は土壌検査等の報告の未報告、虚偽の報告(第21条、第22条)
  - ② 報告の徴収の拒否、虚偽の報告、資料の不提出、虚偽の資料の提出(第35条)
  - ③ 立入検査・収去の拒否、妨害、忌避、虚偽答弁(第36条第1項)
- (4) 30万円以下の罰金
- ① 軽微変更届、廃止等届未届出、虚偽の届出(第17条第4項、第25条第1項)
  - ② 着手届未届出、虚偽の届出(第18条)
  - ③ 搬入届未届出、虚偽の届出(第19条)
  - ④ 土砂等管理簿規定違反(第20条)
  - ⑤ 標識掲示規定違反(第23条第1項)
  - ⑥ 地位承継規定違反(第27条第2項)

**(両罰規定)**

**第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。**

**【趣旨】**

本条は、両罰規定について定めたものであります。

**附 則**

**(施行期日)**

**1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。**

**(経過措置)**

**2 この条例の施行の際現に特定事業を行っている者は、第10条の許可を受けずに当該特定事業を行うことができる。**